



熊本県公報

第12040号

平成23年8月30日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更..... (道路保全課) 1
- 道路の供用開始..... (//) 2
- 道路の供用開始..... (//) 2
- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立..... (団体支援課) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定..... (障がい者支援課) 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定..... (森林保全課) 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定..... (//) 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定..... (//) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (高齢者支援課) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (//) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (//) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (//) 4
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (//) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (//) 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (//) 5
- 指定居宅介護支援事業者の指定..... (//) 5

公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (建築課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出..... (商工振興金融課) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (建築課) 6
- 団体営土地改良事業の工事完了..... (農林計画課) 7
- 土地改良事業施行の適否決定..... (//) 7
- 災害共済事業の経営状況の公表..... (管財課) 7
- 保安林の指定に関する通知の宛て所不分明に係る当該通知の
掲示..... (森林保全課) 10

登 載 依 頼

- 熊本県次世代育成支援行動計画推進協議会の開催
..... (熊本県次世代育成支援行動計画推進協議会) 10
- 平成23年度第1回熊本県男女共同参画審議会の開催
..... (熊本県男女共同参画審議会) 10
- つきいそ(沈船魚礁)周辺海域における集魚灯利用釣り漁業
の禁止..... (天草不知火海区漁業調整委員会) 11
- 熊本県環境影響評価条例に基づく準備書の公告及び縦覧
..... (財団法人熊本県環境整備事業団) 11

告 示

熊本県告示第842号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年8月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川泉線	八代市泉町柿迫字堂ノ園 2800番1地先から 同市泉町柿迫字二重 3628番地先まで	前	10.7 ～ 94.1	220.5	単防災 (仮設 道路の 撤去)

	八代市泉町柿迫字竹ノヘラ 3571番地先から 同市泉町柿迫字二重 3644番1地先まで		3.6 ～ 10.0	267.4
	八代市泉町柿迫字堂ノ園 2800番1地先から 同市泉町柿迫字二重 3628番地先まで	後	10.7 ～ 94.1	220.5

2 区域を変更する期日 平成23年8月30日

熊本県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年8月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	矢部阿蘇公園線	上益城郡山都町黒川字下陣内 857番4地先から 同町黒川字上陣内 713番3地先まで	157.0	活力基盤改築 (改築に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成23年9月1日

熊本県告示第844号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年8月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町坂谷字川平 20番地先から 同所 8番1地先まで	140.0	単橋改 (バイパス)

2 供用を開始する期日 平成23年8月30日

熊本県告示第845号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により次のとおり公示する。

平成23年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

義務加入が成立した加入区の区域	漁 業 の 区 分
天草漁業協同組合の地区のうち天草市河浦町崎津の地区	手繰網漁業
天草漁業協同組合の地区のうち上天草市大矢野町の地区	10トン未満の漁船により主としてハモを捕ることを目的とする漁業

熊本県告示第 8 4 6 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 8 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
わくワークみな また 水俣市浜松町 5 番 9 5 号	社会福祉法人 水俣市 社会福祉事業団 水俣市浜松町 5 番 9 5 号 宮本 勝彬	平成 2 3 年 9 月 1 日	4310700184	就労移行支援 就労継続支援 B 型

熊本県告示第 8 4 7 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 3 において準用する同法第 2 9 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 3 年 8 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県宇城市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇城市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 8 4 8 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 3 において準用する同法第 2 9 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 3 年 8 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県宇城市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇城市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 8 4 9 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 3 において準用する同法第 2 9 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 3 年 8 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県宇城市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城市地域振興局並びに宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第850号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ライフケア六田デイサービスセンター 玉名市中751番地4	有限会社ライフケア	平成23年8月29日

熊本県告示第851号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ライフケア六田デイサービスセンター 玉名市中751番地4	有限会社ライフケア	平成23年8月29日

熊本県告示第852号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス菊阿 菊池郡大津町大字大林785番地6	有限会社ライフサポート・レインボー	平成23年9月1日

熊本県告示第853号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス菊阿 菊池郡大津町大字大林785番地6	有限会社ライフサポート・レインボー	平成23年9月1日

熊本県告示第854号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年8月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス なのはな 菊池市西迫間300番地	株式会社青空	平成23年8月22日

熊本県告示第855号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年8月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス なのはな 菊池市西迫間300番地	株式会社青空	平成23年8月22日

熊本県告示第856号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年8月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスひなた 荒尾市下井手188番地	株式会社九州介護福祉サービス	平成23年8月26日

熊本県告示第857号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成23年8月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅 すみれ 熊本市若葉三丁目16番18号	すみれ合同会社	平成23年9月1日

公 告**熊本県公告第444号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年 8月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字寺迫字灰塚ノ前1275番4の一部及び1276番1,028.77平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市江津四丁目8番1号
株式会社 熊本不動産ネット

熊本県公告第445号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり

公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成23年8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
大津ショッピングプラザ
菊池郡大津町室字門出137 ほか
- 2 変更しようとする事項の概要
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐車場No. 1	敷地内屋外 75台	駐車場No. 1	敷地内屋外 106台
駐車場No. 2	敷地内建物屋上 241台	駐車場No. 2	敷地内建物屋上 242台
駐車場No. 3	建物北側敷地 195台	駐車場No. 3	建物北側敷地 115台
合 計	511台	合 計	463台

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	変 更 前	変 更 後
駐車場No. 1、No. 2	建物敷地北側 1箇所	建物敷地北側及び南側 2箇所
駐車場No. 3	建物北側敷地南側及び北側 4箇所	建物北側敷地南側及び北側 3箇所

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 午前6時～午後10時
 (変更後) 24時間

- 3 変更の年月日
(1) 平成23年8月11日 (上記2(2)アのうち駐車場No. 1, 2及びイ)
(2) 平成24年4月11日 (上記2(1)及び(2)アのうち駐車場No. 3)
- 4 届出年月日
平成23年8月10日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県菊池地域振興局
総務部総務振興課
(2) 縦覧期間
平成23年8月30日から平成23年12月30日まで

熊本県公告第446号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成23年 8月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
人吉市蟹作町字西田1548番1、同1548番11、同字矢櫃3681番2、同3686番、同3687番、同3687番2、同3688番、同3689番、同3690番、同3691番、同3692番、同3693番1、同3693番2、同3695番、同3696番、同3697番、同3698番、同3699番、同3702番、3718番7、同3718番53、同3718番54、同3718番55、同3718番76、同3718番82、同3718番86、同3734番3、同3735番、同3736番2、同3736番4、同3737番並びに農道の一部及び里道の一部
9, 129. 74平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
人吉市蟹作町3690
社会福祉法人 回生会
理事長 堤 悦朗

熊本県公告第447号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成23年8月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	釜尾（熊本市）	平成17年7月20日	平成23年7月20日	釜尾地区土地改良事業共同施行

熊本県公告第448号

南阿蘇村長長野敏也から協議のあった乙ヶ瀬地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成23年8月22日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
平成23年8月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
乙ヶ瀬地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成23年8月31日から平成23年9月29日まで
- 縦覧場所
南阿蘇村役場

熊本県公告第449号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、火災、震災その他の災害による財産の損害に対して財団法人都道府県会館及び社団法人全国公営住宅火災共済機構が行う相互救済事業の経営状況について、次のとおり公表する。
平成23年8月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

財団法人都道府県会館分（平成22年度実績）

1 災害共済事業	
(1) 事業実績	
建物共済事業	
加入団体数	47 都道府県
加入棟数	83,018 棟
共済責任額	3,418,494,884 千円
共済基金分担金（解約返戻金差引後）	483,479,086 円
災害共済金被災件数	403 件
災害共済金	166,412,181 円
災害見舞金被災件数	6 件
災害見舞金	4,729,780 円
(2) 収支計算	
I 事業活動収支の部	
ア 事業活動収入	
特定資産運用収入	301,188,690 円
事業収入	484,026,201 円
雑収入	4,465,917 円
繰入金収入	42,317,400 円
事業活動収入計	831,998,208 円
イ 事業活動支出	
事業費支出	322,180,004 円
繰出金支出	90,956,000 円
事業活動支出計	413,136,004 円
事業活動収支差額（A）	418,862,204 円
II 投資活動収支の部	
ア 投資活動収入	
特定資産取崩収入	21,000,000 円

貸付金償還収入	335,000,000 円
投資活動収入計	356,000,000 円
イ 投資活動支出	
特定資産取得支出	1,503,064,138 円
固定資産取得支出	1,673,188 円
投資活動支出計	1,504,737,326 円
投資活動収支差額 (B)	△1,148,737,326 円
Ⅲ 予備費支出 (C)	0 円
当期収支差額 (A) + (B) - (C)	△729,875,122 円
前期繰越収支差額	1,350,531,063 円
次期繰越収支差額	620,655,941 円
(3) 正味財産増減計算	
Ⅰ 経常増減の部	
経常収益計	831,998,208 円
経常費用計	1,915,320,782 円
当期経常増減額 (A)	△1,083,322,574 円
Ⅱ 経常外増減の部	
経常外収益計	0 円
経常外費用計	18,184,948,452 円
当期経常外増減額 (B)	△18,184,948,452 円
当期一般正味財産増減額 (A) + (B)	△19,268,271,026 円
一般正味財産期首残高	23,757,489,635 円
一般正味財産期末残高	4,489,218,609 円
2 機械損害共済事業	
(1) 事業実績	
加入団体数	25都道府県1市
加入件数	322件
共済責任額	288,231,107千円
共済基金分担金	347,818,539円
被災件数	4件
災害共済金	97,500,288円
(2) 収支計算	
Ⅰ 事業活動収支の部	
ア 事業活動収入	
特定資産運用収入	92,035,190 円
事業収入	347,818,539 円
雑収入	1,273,618 円
事業活動収入計	441,127,347 円
イ 事業活動支出	
事業費支出	116,891,700 円
操出金支出	3,319,000 円
事業活動支出計	120,210,700 円
事業活動収支差額 (A)	320,916,647 円
Ⅱ 投資活動収支の部	
ア 投資活動収入	
特定資産取崩収入	0 円
投資活動収入計	0 円
イ 投資活動支出	
特定資産取得支出	618,524,150 円
固定資産取得支出	836,594 円
投資活動支出計	619,360,744 円
投資活動収支差額 (B)	△619,360,744 円
Ⅲ 予備費支出 (C)	0 円
当期収支差額 (A) + (B) - (C)	△298,444,097 円
前期繰越収支差額	642,557,650 円
次期繰越収支差額	344,113,553 円

(3) 正味財産増減計算

I 経常増減の部	
経常収益計	441,127,347 円
経常費用計	738,752,279 円
当期経常増減額 (A)	△297,624,932 円
II 経常外増減の部	
経常外収益計	0 円
経常外費用計	6,672,880,000 円
当期経常外増減額 (B)	△6,672,880,000 円
当期一般正味財産増減額 (A) + (B)	△6,970,504,932 円
一般正味財産期首残高	7,387,210,650 円
一般正味財産期末残高	416,705,718 円

社団法人全国公営住宅火災共済機構分 (平成22年度実績)

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	682 会員
加入戸数	884,739 戸
共済委託契約金額	7,875,263,603 千円
火災共済掛金	1,067,112 千円
被災戸数	355 戸
火災共済給付金	322,254 千円
特定給付金	17,925 千円
復興建築助成戸数	132 戸
復興建築助成金	43,568 千円
住宅災害見舞戸数	480 戸
住宅災害見舞金	16,440 千円
住宅防火施設整備補助会員数	168 会員
住宅防火施設整備補助金	76,869 千円

2 貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

I 資産の部	
ア 流動資産	814,536 千円
イ 固定資産	
(ア) 特定資産	
①異常危険準備金資産	2,966,043 千円
②その他特定資産	1,788,408 千円
(イ) その他資産	441,588 千円
資産合計	6,010,575 千円
II 負債の部	
ア 流動負債	964,802 千円
イ 固定負債	3,073,819 千円
負債合計	4,038,621 千円
III 正味財産の部	
正味財産合計	1,971,954 千円
負債及び正味財産合計	6,010,575 千円

熊本県の加入実績 (平成22年度実績)

1 財団法人都道府県会館分

(1) 建物共済事業

棟数	1,032 棟
面積	1,480,078.32 m ²
共済責任額	90,114,537 千円
共済基金分担金	11,892,783 円

(2) 機械損害共済事業

発電所数	8 件
共済責任額	6,142,778 千円
共済基金分担金	6,747,338 円

2 社団法人全国公営住宅火災共済機構分

棟数	1,107 棟
面積	675,579.85 m ²
共済委託契約金額	89,339,465 千円
火災共済掛金	11,905,346 円
委託料	980,000 円

熊本県公告第450号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を小国町役場に掲示する。

平成23年8月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 所在の不明な者の氏名
宇都宮 豊子
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林に指定した旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年7月11日付け農林水産省告示第1310号による。

登載依頼**熊本県次世代育成支援行動計画推進協議会公告第1号**

熊本県次世代育成支援行動計画推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年8月30日

熊本県次世代育成支援行動計画推進協議会

- 1 開催日時
平成23年9月6日（火）
午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館10階「1002会議室」
- 3 会議内容
(1) 後期計画における平成22年度の実施状況について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県次世代育成支援行動計画推進協議会事務局（熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課次世代育成支援班）
(電話096-333-2225)

熊本県男女共同参画審議会公告第30号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成23年8月30日

熊本県男女共同参画審議会会長

- 1 開催日時
平成23年9月7日（水）
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議事
(1) 平成23年度版熊本県男女共同参画年次報告書(案)について
(2) 熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅢの骨子案について
- 4 報告
平成22年度末各種審議会等委員への女性の登用状況について
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付の上事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

- 7 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県男女共同参画審議会事務局
 (熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)
 (電話 096-333-2287)

天草不知火海区漁業調整委員会指示第145号

水産動植物の繁殖保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。
平成23年8月30日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 堤 泰博
天共第9号共同漁業権漁場内に設置してある「つきいそ（沈船魚礁）」周辺海域における集魚灯利用の釣り漁業について、次のとおり操業を禁止する。

- 1 操業禁止区域
天草市牛深町大島灯台から真方位354度、4,300メートルの地点を中心とした半径50メートルの線によって囲まれた区域
- 2 操業禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
- 3 指示の有効期間
平成23年9月1日から平成25年8月31日までとする。

公告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第13条第1項の規定により、熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業に関する環境影響評価準備書を作成したの
で、同条例第15条の規定に基づき、次のとおり関係書類を縦覧に供するとともに、同条
例第16条第1項の規定に基づき、当該準備書についての説明会を開催するので、同条第
2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成23年8月30日

- 財団法人熊本県環境整備事業団 理事長 村田 信一
- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 (1) 名称 財団法人熊本県環境整備事業団
 代表者氏名 理事長 村田 信一
 (2) 所在地 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 (1) 名称 熊本県の公共関与管理型最終処分場建設事業
 (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条
 第1項に規定する産業廃棄物処理施設（管理型最終処分場）の設置
 (3) 規模 埋立面積 31,200平方メートル
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県玉名郡南関町大字下坂下地内
- 4 関係地域の範囲
熊本県玉名郡南関町の一部、熊本県玉名郡和水町の一部及び熊本県玉名市の一部
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 (1) 場所 熊本県庁（新館5階財団法人熊本県環境整備事業団事務局及び新館1階情報
 プラザ）
 熊本県玉名総合庁舎（1階県民ホール）
 南関町役場（住民課）
 和水町役場（税務住民課）
 玉名市役所（市民環境部環境整備課）
 (2) 期間 平成23年8月30日（火）から平成23年9月29日（木）まで（土曜日、
 日曜日及び祝日を除く。）
 (3) 時間 午前8時30分から午後5時まで
- 6 意見書の提出期限及び提出先
 意見書の提出に必要な事項
 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、書面で次により事業者
 提出することができる。
 (1) 提出期限 平成23年10月13日（木）
 (2) 提出先 〒862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 財団法人熊本県環境整備事業団
 (事務局：熊本県環境生活部環境局公共関与推進課内)
- (3) 意見書の提出に必要な事項
 意見書には次に掲げる事項を記載すること。
 ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその
 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
 ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載

すること。)

- 7 説明会を開催する日時及び場所
- (1) 日時 平成23年9月11日(日) 午前10時から午前12時まで
 - (2) 場所 南関町公民館(熊本県玉名郡南関町大字関町1324番地)
 - (3) 備考 説明会は、どなたでもご自由に参加いただけます。
参加費・入場費等は徴収致しません。